

米国—大型家庭用洗濯機セーフガード
(WT/DS546/R)

1. 事案の概要

- 米国が、2018 年 1 月 23 日付大統領宣言に基づいて課した大型家庭用洗濯機に対するセーフガード措置（「本件措置」）の SG 協定整合性について争われた案件
- 本件では、①国産品と競合しない輸入品を同種の製品の範囲に含める点、②最終製品とその部品や中間品を 1 つの調査対象製品と構成することの可否、③紛争当事国がパネル手続に報告書の秘密保持版を提出しないことの評価、④SG 措置の決定における既存の AD 措置及び CVD 措置の考慮の要否等が争点となった。
- 米国及び韓国は、所定の期限(現在、2022 年 12 月 20 日まで延長)までにいずれかの当事者が上訴しない限りパネル報告が当該期限に採択されるとして、現在協議中である。

2. 主要論点と結論

- ① パネルは、国産部品と競合しない輸入部品を同種と認定したことについて ITC は合理的かつ十分な説明をしていないとして、SG 協定第 4.1 条(c)に不整合と判断した。
- ② パネルは、最終製品とその部品や中間品を 1 つの調査対象製品と構成することは、それぞれが同種又は直接に競争しない国内産業の定義となるので、SD 協定第 4.1 条(c)に不整合と判断した。
- ③ パネルは、米国が BCI 扱いであっても報告書秘密保持版をパネルに提出しなかったことにより、証拠の存在を否定し（ただし、不利益な推定を適用したわけではない）、関連する提訴国の主張について SG 協定に不整合と判断した。
- ④ パネルは、既存の AD 措置や CVD 措置の効果は輸入量や損害指標に反映済なので、それでも重大な損害が認められる場合において、SG 措置の程度の決定に当該 AD 措置等を再度考慮する必要はないと判断した。

3. 本件判断の意義

- 米国がパネルに対して、BCI 扱いであったとしても報告書の秘密保持版の提出を拒絶し、それが主な理由の 1 つとなって関連する論点について協定不整合が認められたという特徴を有する。今後の米国のパネル手続実務における運用の推移に留意する必要がある。

- SG 措置の程度の決定において既存の AD 措置及び CVD 措置を考慮する必要がないと判断した点で注目に値する。GATT XIX 条 1(a)及びSG 協定第 3.1 条所定の「義務の効果として」の要件における AD 措置等の影響の考慮の要否も今後問題になるのではないかと思われる。

米国—大型家庭用洗濯機セーフガード

(WT/DS546/R)

第 1 経緯

本件は、米国の大型家庭用洗濯機（以下「対象産品」という。）に対するセーフガード措置（以下「本件措置」という。）のセーフガードに関する協定（以下「SG 協定」という。）整合性について争われた案件である。

本件措置は、2017 年 12 月 11 日付 ITC の勧告を経て、2018 年 1 月 23 日付大統領宣言 9694 によって決定され、同年 2 月 7 日に課された（パラ 7.282～283）。

韓国は、2018 年 5 月 14 日に協議要請し、同年 8 月 14 日にパネル設置を要請した。第三国参加国は、ブラジル、中国、EU、エジプト、インド、日本、カザフスタン、メキシコ、ロシア、タイ及びベトナム。2018 年 9 月 26 日にパネルが設置され、2022 年 2 月 8 日にパネル報告書が回付された。

韓国及び米国は共同で、2022 年 5 月 28 日に、以下の場合を除いて、紛争解決機関は 2022 年 7 月 7 日までに報告書を採択するものとするを提案し、紛争解決機関は同意した：

- (i) 紛争解決機関が全会一致をもって異なる決定をした場合；又は
- (ii) 米国又は韓国のいずれかが上訴する決定を紛争解決機関に通知した場合。

韓国及び米国は、2022 年 6 月 24 日付、同年 10 月 5 日付の延長要請に基づき、同年 12 月 20 日まで上記期限が延長されている。

第 2 主な論点

- (1) 国産品と競合しない輸入品を同種の産品の範囲に含めることの可否
- (2) 最終製品とその部品や中間品を 1 つの調査対象産品と構成することの可否
- (3) 紛争当事国がパネル手続に報告書の秘密保持版を提出しないことの評価
- (4) SG 措置の決定における既存の AD 措置及び CVD 措置の考慮の要否

第3 パネルの主な判断

1. GATT XIX 条所定の「予見されなかった発展」及び「この協定に基づいて負う義務の効果」(7.2 章)

1-1. 提訴国の主張

ITC は、GATT XIX 条所定の「予見されなかった発展」及び「この協定に基づいて負う義務の効果」について、合理的かつ十分な(reasoned and adequate)説明をしなかったの
で、GATT XIX 条並びに SG 協定第 1 条及び第 3.1 条に不整合である。

1-2. 判断基準

「予見されなかった発展」及び「この協定に基づいて負う義務の効果」は、SG 措置の適用のために事実問題として立証されなければならない状況であるので、SG 協定第 3.1 条所定の「関連する問題(pertinent issues)」に含まれる。従って、調査機関は、これらについて、認定及び理由付けされた結論を公表された報告書に記載しなければならない。(パラ 7.19～7.22)

1-3. 事実のあてはめ

(1) 「予見されなかった発展」は報告書において国内産業の主張の中で言及されているに過ぎず、ITC はそれを引用も支持もしていない。「予見されなかった発展」の認定をしなかったこと自体米国も認めている。従って、ITC は、「予見されなかった発展」の存在を立証していない。(パラ 7.25～7.26)

(2) 報告書は HTS コード(Harmonized Tariff Schedule)に基づく関税率を特定しているが、GATT その他の WTO 協定に基づく関税率に言及していない。(パラ 7.33)

1-4. 結論

(1) 「予見されなかった発展」に関して ITC は GATT XIX 条 1(a)及び SG 協定第 3.1 条に不整合である。SG 協定第 1 条との整合性の有無は、結果的主張(consequential claim)であり、訴訟経済に基づき判断しない。(パラ 7.27)

(2) 「この協定に基づいて負う義務の効果」に関して ITC は GATT XIX 条 1(a)及び SG 協定第 3.1 条に不整合である。SG 協定第 1 条との整合性の有無は訴訟経済に基づき判断しない。(パラ 7.34)

2. ITC による国内産業の定義 (7.3 章)

2-1. ベルトドライブ式の洗濯機を調査対象産品から除外しつつ国内産業ではベルトドライブ式の洗濯機も含めた点(7.3.1章)

2-1-1. 提訴国の主張

ITC は、合理的かつ十分な説明なく、ベルトドライブ式の洗濯機を調査対象産品から除外しつつ国内産業ではベルトドライブ式の洗濯機も含めたので、SG 協定第 2.1 条、第 3.1 条及び第 4.1 条(c)に不整合である。(パラ 7.39)

2-1-2. 判断基準

- (1) 調査対象産品の認定はその後の段階における調査機関の認定に影響を与えるが、SG 協定第 4.1 条及びその他の条文において調査対象産品と国内産品の範囲の齟齬を禁止する規定は存在しない。(パラ 7.51)
- (2) SG 協定第 3.1 条所定の「関連する問題に関して得られた認定の記載及び理由を示した結論の記載のある報告を公表する」調査機関の義務は、調査機関に SG 協定に記載されていない追加の義務を課すものではない。(パラ 7.52)

2-1-3. 事実のあてはめ

韓国は、ベルトドライブ式の洗濯機を調査対象産品から除外しつつ国内産業ではベルトドライブ式の洗濯機も含めたことが、どのように SG 協定第 4.1 条及びその他の条文に不整合であるのか立証していない。(パラ 7.52)

2-1-4. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.53)

2-2. 特定の輸入洗濯機モデルにのみ使用可能であり国産部品と競合しない輸入部品を国産部品と同種と認定した点(7.3.2章)

2-2-1. 提訴国の主張

特定の輸入洗濯機モデルにのみ使用可能であり国産部品と競合しない輸入部品を国産部品と同種と認定したので SG 協定第 2.1 条及び第 4.1 条(c)に不整合である。(パラ 7.39 及び 7.54)

2-2-2. 判断基準

- (1) SG 協定第 4.1 条(c)所定の「同種」は定義されていない。SG 協定第 4 条全体の文脈で第 3.1 条(c)を解釈すれば、いかなる種類においても競争関係にない複数の産品は、互いに重大な損害又はそのおそれを生じさせ得ないと示唆される。調査機関が当該産品が

競争関係に無いと判断する限りにおいて、損害又はそのおそれを生じさせ得ないこととなる国内産業の定義は SG 協定第 4.1 条(c)に整合しない。(パラ 7.64)

(2) 市場における競争関係には様々なものがあり、SG 協定第 4.1 条(c)は、輸入部品と国産部品に完全な代替性の存在までも要求するものではない。(パラ 7.65)

2-2-3. 事実のあてはめ

米国は、部品自体が直接に競争関係になくとも、產品に組み込まれることを通じて間接的に競争関係になり得る等と示唆したが、ITC はそのような分析を「同種」の認定において行わなかった。(パラ 7.66)

2-2-4. 結論

輸入部品を国産部品と同種と認定した点において、ITC は SG 協定第 4.1 条(c)に不整合である。SG 協定第 2.1 条については判断不要である。(パラ 7.67)

2-3. 製造ライン方式(product line approach) (7.3.3 章)

2-3-1. 提訴国の主張

製造ライン方式にて製品の製造工程で用いられる部品や半製品も同種の產品の範囲に含めることは、SG 協定第 4.1 条(c)に不整合である。(パラ 7.39 及び 7.73)

2-3-2. 判断基準及び事実のあてはめ

SG 協定第 4.1 条(c)所定の国内産業は、同種又は直接に競争する「產品の生産者の全体(producers as a whole)」を意味すると解釈すべきである。調査対象產品と同種又は直接に競争しない中間品の生産者に基づいて国内産業を定義することは許容されていない。WTO 先例¹においても「全体(as a whole)」という文言は、同種又は直接に競争しない產品を調査対象產品に含めることを許容するものではないと判断しており、上記の解釈に整合する。

2-3-3. 結論

ITC による製造ライン方式の適用は、SG 協定第 4.1 条(c)に不整合である。(パラ 7.76)

3. ITC による輸入増加の認定(7.4 章)

3-1. 輸入増加の認定における部品と產品の累積評価(7.4.1 章)

¹ 米国のニュージーランド産及び豪州産ラム肉の輸入に係る SG 措置上級委報告(WT/DS177/AB/R、WT/DS178/AB/R)パラ 90～91 及び 86～87 を引用。

3-1-1. 提訴国の主張

洗濯機の輸入と部品の輸入を累積して輸入増加を認定することは、SG 協定第 2.1 条に不整合である。(パラ 7.83)

3-1-2. 判断基準及び事実のあてはめ

(1) 調査対象産品が洗濯機及び部品の双方を含んでいること自体の協定整合性を韓国は争っていないところ、調査対象産品が洗濯機と部品の双方を含んでいるので、輸入増加の認定で双方を累積することも妨げられない。(パラ 7.83)

(2) 部品の輸入が SG 協定第 2.1 条所定の「under such conditions as to cause or threaten to cause serious injury to the domestic industry」の要件を満たさないという韓国の主張は、輸入増加の問題というより因果関係の問題である。(パラ 7.84)

3-1-3. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.85)

3-2. 国内消費に比較しての相対的な輸入の増加の程度(7.4.2 章)

3-2-1. 提訴国の主張

ITC は国内消費に比較しての相対的な輸入の増加の程度を分析しておらず、SG 協定第 2.1 条に不整合である。

3-2-2. 判断基準及び事実のあてはめ

SG 協定第 2.1 条は市場シェア、すなわち国内消費に比較しての相対的な輸入量の分析を要求していない。(パラ 7.87)

3-2-3. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.88)

3-3. 輸入増加の認定に関する ITC の説明(7.4.3 章)

3-3-1. 提訴国の主張

ITC は十分に輸入増加の傾向を分析しなかったため、SG 協定第 2.1 条に不整合である。(パラ 7.89)

3-3-2. 判断基準

調査対象産品が SG 協定第 2.1 条所定の「そのような条件で、自国の領域内に輸入されている (being imported in such conditions)」といえるためには、輸入増加が突然かつ最近である (sudden and recent) でなければならない²。しかしながら、直近の輸入が減少していれば「輸入されている (being imported)」と認定できないわけではない。調査対象期間末の輸入減少が輸入増加の認定を妨げるか否かは、輸入減少の前の増加により「そのような条件で、自国の領域内に輸入されている」と認められるか否かによる³。輸入増加の認定は、数学的・機械的なものではなく、ケースバイケースにて認定されるものである。(パラ 7.91)

3-3-3. 事実のあてはめ

- (1) ITC は調査対象期間において輸入量が倍増し、年毎の増加が安定的と評価しているが、増加の量及び程度等の輸入量の傾向を評価していない。韓国は、ITC が輸入量の傾向を評価、説明しなかった一応の立証責任 (prima facie) を果たした。(パラ 7.95)
- (2) 米国は、年毎の変動率は職員報告の表 C-2 に記載されているので ITC は考慮しており、輸入増加の傾向に合理的かつ十分な説明をしたと主張した。(パラ 7.95) しかしながら、米国は、年毎の輸入量の変動率を考慮した表 C-2 及び ITC 報告書の該当部分の秘密保持版 (unredacted version) 又は変動率を特定できるインデックス版 (index version) のパネルへの提出を、商業秘密 (business confidentiality) を理由に、拒絶した。従って、米国の主張の報告書の証拠は提出されなかった。(パラ 7.93 及び 7.96)
- (3) 調査対象期間末における減少量の程度、並びにその前の増加量の急激度及び程度について分析した記述が ITC 報告書に存在しない。(パラ 7.96)

3-3-4. 結論

ITC は、輸入増加の認定の十分かつ合理的な説明をしておらず、SG 協定第 2.1 条及び第 3.1 条に不整合である。(パラ 7.97)

4. ITC による重大な損害の認定 (7.5 章)

4-1. SG 協定第 4.2 条 (a) 所定の全ての損害要因の評価

4-1-1. 提訴国の主張

ITC は、輸入増加の率及び量並びに国内市場シェアを評価しなかったため SG 協定第 3.1 条、第 4.1 条 (a) 及び第 4.2 条 (a) に不整合である。(パラ 7.104)

² アルゼンチン-履物輸入に対するセーフガード措置上級委報告 (WT/DS121/AB/R) パラ 130 を引用。

³ 米国-鉄鋼産品に対するセーフガード措置上級委報告 (WT/DS252/AB/R) パラ 367 及び同パネル報告 (WT/DS252/R) パラ 10.163 を引用。

4-1-2. 判断基準及び事実のあてはめ

韓国の主張は因果関係の問題であり、同じ議論を第 4.2 条(a)で繰り返す必要はない。
(パラ 7.108)

4-1-3. 結論

本主張について独立の主張として判断しない。(パラ 7.109)

4-2. 利益及び損失に関する客観的分析の有無(7.5.2 章)

4-2-1. 提訴国の主張

洗濯機と乾燥機の抱き合わせ価格の実務を ITC は考慮しなかったので、利益及び損失の客観的な分析をしておらず、SG 協定第 3.1 条、第 4.1 条(a)、及び第 4.2 条(a)に不整合である。(パラ 7.110～7.111)

4-2-2. 判断基準及び事実のあてはめ

乾燥機は調査対象産品と同種又は直接に競争せず、同種の産品に含まれないので、乾燥機の利益及び損失を考慮する必要はない。(パラ 7.115)

4-2-3. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.119)

4-3. 市場シェアの客観的評価の有無(7.5.3 章)

4-3-1. 提訴国の主張

ITC は、輸入産品の市場シェアを客観的に評価しなかったので SG 協定第 4.2 条(a)に不整合である。(パラ 7.120)

4-3-2. 判断基準及び事実のあてはめ

韓国は、市場シェアに係る ITC の記録上の説明が合理的かつ十分でないことを立証していない。(パラ 7.123)

4-3-3. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.124)

4-4. ITC による国内産業の定義の重大な損害の認定に対する影響(7.5.4 章)

4-4-1. 提訴国の主張

ITC は、ベルトドライブ方式の洗濯機を同種の產品に含めつつ唯一の同方式の生産者 Alliance 社の財務データを排除しており、国内産業の利益率の客観的分析をしておらず SG 協定第 2.1 条、第 3.1 条、第 4.1 条(a)、第 4.2 条(a)、第 4.2 条(c)に不整合である。(パラ 7.125)⁴

4-4-2. 判断基準及び事実のあてはめ

Alliance の財務データが信用できない理由に関する記述を含む報告書の秘密保持版が提出されなかったため、米国の主張を基礎づける証拠が提出されなかった。(パラ 7.130)

4-4-3. 結論

ITC は、Alliance 社の財務データを排除して国内産業の利益率を分析したので、SG 協定第 4.2 条(a)及び第 3.1 条に不整合である。その他の条文との整合性については判断不要である。(パラ 7.131)

4-5. 利益率減少のみに基づく重大な損害の認定(7.5.5 章)

韓国は、ITC の重大な損害の認定が利益率減少のみに基づいており SG 協定第 3.1 条等に不整合と主張した。ベルトドライブ方式の生産者の財務データを排除した点において既に SG 協定第 4.2 条の不整合を認定しているので、本論点について判断する必要はない。(パラ 7.132～7.135)

5. 因果関係(7.6 章)

5-1. 価格影響の分析(7.6.1.1 章)

5-1-1. 国内産業のコストに関する ITC の認定(7.6.1.1.1 章)

韓国は、国内産業の販売產品の平均コスト率の増加という ITC の認定事実は原材料等のコスト減と矛盾し、証拠が無いと主張した。しかし、コストの減少の場合でも販売価格のより大きな減少等の場合には平均コスト率は増加し、矛盾はないので、韓国の主張を棄却する。(パラ 7.147～7.151)

⁴ 国内産業の定義の不整合による重大な損害の認定の不整合については、既に国内産業の定義の不整合を認定しているので検討不要とした。(パラ 7.126)

5-1-2. 国内産品の価格に対する押下及び抑圧効果(7.6.1.1.2章)

5-1-2-1. 提訴国の主張

ITC は、国内販売の半数を占め、他のモデルよりも価格が安い攪拌式洗濯機の販売を価格比較において除外しており、SG 協定第 3.1 条、第 4.1 条(b)等に不整合である。(パラ 7.153 及び 7.161)

5-1-2-2. 判断基準及び事実のあてはめ

攪拌式洗濯機を含む国内産業全体の価格の押下及び抑圧の認定の十分な証拠が、ITC 報告書にみうけられない。また、過去の中国に対する AD 調査で得られたデータは、本件調査では適切な根拠とならない。(パラ 7.162～7.167)

5-1-2-3. 結論

押下及び抑圧に関する合理的かつ十分な説明がなく、SG 協定第 3.1 条及び第 4.1 条(b)に不整合である。(パラ 7.168 及び 7.181)

5-2. 傾向の一致の認定(7.6.1.2章)及び競争の非価格関連の分析(7.6.1.3章)

韓国は、価格変動の傾向の一致の認定、及び産品構成(product mix)の違いの非考慮について SG 協定不整合をそれぞれ主張したが、前者は既に価格影響の SG 協定第 4.2 条(b)不整合を認定しており、後者は既に国産部品が輸入部品と同種であると認定したことの SG 協定第 4.1 条(c)不整合を認定しているので、いずれも判断不要である。(パラ 7.169～7.179)

5-3. 抱き合わせ価格理論(7.6.2.1章)、米国ブランドの劣化(7.6.2.2章)及び実質的要因テスト(7.6.2.3章)

韓国は、ITC が、その他の損害要因として、①洗濯機とドライヤーの抱き合わせ価格の運用及び②米国ブランドの劣化を考慮していないと主張したが、報告書の記載によれば、ITC はこれらを考慮しない合理的かつ十分な説明を怠ったとはいえない。また、これらの主張の根拠として米国の実質的要因テストが SG 協定不整合と主張しているが、どのように不整合であるか韓国は立証していない。よって、韓国の主張を棄却する。(パラ 7.188～7.214)

6. SG 協定第 5.1 条及び第 7.1 条(7.7章)

6-1. SG 措置の程度(7.7.2.2 章)⁵

6-1-1. 提訴国の主張

韓国は、損害の程度が弱く価格下回りが約 14.2%であるにもかかわらず、割当内で 20%、割当外で 50%の SG 措置を課すことは、輸入価格と国内価格の差額を超えており SG 協定第 5.1 条に不整合と主張した。(パラ 7.227)

6-1-2. 判断基準及び事実のあてはめ

SG 協定第 5.1 条は、重大な損害を防止し又は救済するために必要な限度においてのみ SG 措置を適用すると定めているが、SG 措置が価格下回りの程度に合致することを確保するための規則は定められていない。AD 協定第 2 条及び第 9.1 条とは異なり、SG においては価格下回りの程度に SG 措置の程度を限定する規則は存在せず、また、SG 措置には量的制限も許容されていることとも平仄があわない。よって、SG 措置が価格下回りの程度に限定されるという規律は SG 協定第 5.1 条に存在しない。(パラ 7.229)

6-1-3. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.231)

6-2. 既存の AD 措置及び CVD 措置の考慮の要否(7.7.3 章)

6-2-1. 提訴国の主張

韓国は、既存の AD 措置及び CVD 措置による保護を考慮していないので SG 措置が過大であり SG 協定第 5.1 条及び第 7.1 条に不整合と主張した。(パラ 7.232)

6-2-2. 判断基準及び事実のあてはめ

(1) 既存の AD 措置及び CVD 措置による輸入への影響(輸入量の減少)及び国内産業の損害への影響(損害の緩和)が存在する場合には、それらは調査機関が取得する関連データに既に反映されているはずである。AD 措置及 CVD 措置による輸入量の減少及び損害の緩和があるにもかかわらずなお SG 措置発動の要件が満たされるのであれば、当該 SG 措置の程度においてさらに当該 AD 措置及び CVD 措置を考慮する必要は SG 協定上存在しない。(パラ 7.234)

(2) SG 協定第 5.1 条の文言は、重大な損害が認定された場合には、当該損害を救済するために完全な程度の SG 措置の適用を認めており、既存の AD 措置等の考慮を要求していない(パラ 7.235)

⁵ なお、既に他の論点で SG 協定違反が認定されたので判断不要とされた 7.7.1 章及び 7.7.2.1 章については概要を省略する。

6-2-3. 結論

韓国の SG 協定不整合の主張を棄却する。(パラ 7.236)

6-3. 調整を容易にするために必要な限度に SG 措置を限定することの要否(7.7.4 章)

韓国は、SG 措置を課す大統領宣言において調整を容易にするために必要な限度に SG 措置を限定するための説明が存在せず SG 協定第 5.1 条に不整合と主張したが、そのような説明をする義務は SG 第 5.1 条に定められていないので、韓国の主張を棄却する。(パラ 7.237～7.240)

7. SG 協定第 12.1 条及び第 12.2 条(7.8 章)

韓国は、各種通知について必要な情報の非通知又は遅延を理由に SG 協定第 12.1 条及び第 12.2 条との不整合を主張したが、いずれも証拠上そのような非通知又は遅延が認められず、韓国の主張を棄却する。(パラ 7.242～7.274)

8. SG 協定第 8.1 条及び第 12.3 条(7.9 章)

8-1. 提訴国の主張

米国は、SG 措置の適用を決定した 2018 年 1 月 26 日まで SG 措置の範囲及び発効日を韓国に知らせなかったので、SG 協定第 12.3 条所定の事前協議のための機会を十分与えず、SG 協定第 8.1 条に従って実質的に等価値の譲許その他の義務を維持するよう努力しなかった。(パラ 7.277)

8-2. 判断基準

(1) SG 協定第 12.3 条所定は、(a)第 12.3 条所定の情報の検討、(b)措置に関する観点のやり取り、(c)第 8.1 条の目的を達成する方法の理解等のための十分な機会の提供を義務づける。AD 協定第 12.3 条は、同条所定の論点について意味のあるやり取り (meaningful exchange) をする情報と期間を要求する⁶。(パラ 7.279)

(2) 十分な機会といえるためには、SG 措置の適用の前に十分な期間がなければならない⁷。(パラ 7.279)

8-3. 事実のあてはめ

⁶ 米国-小麦グルテン輸入に係るセーフガード措置上級委報告 (WT/DS166/AB/R) パラ 136-137 を引用

⁷ 米国-ラインパイプ輸入に係るセーフガード措置上級委報告 (WT/DS202/AB/R) パラ 112 を引用。

2017 年 12 月 11 日付の ITC 報告書では①数量割当内に SG 税を課すか意見が分かれており、②韓国を対象に含めないことが勧告されていた。その後 2018 年 1 月 26 日付大統領宣言によって韓国が対象に含まれる内容で SG 措置の適用が初めて決定され、同年 2 月 7 日に SG 措置が適用された。これは、SG 協定第 12.3 条所定の十分な機会を満たすとは評価できない。(パラ 7.280～7.284)

8-4. 結論

米国は SG 協定第 12.3 条に不整合である。(パラ 7.285)

9. SG 協定第 11.1 条(a) (7.10 章)及び GATT 第 II:1 条 (7.11 章)

これらの論点は結果的主張であり判断不要である。(パラ 7.286～7.290)

第 5 解説

1. 米国による報告書秘密保持版のパネルへの提出拒絶

本件では、前述のとおり、米国は、①年毎の輸入量の変動率を考慮したか否か（上記 3-3-2）、及び② Alliance の財務データが信用できない理由（上記 4-4-2）の証拠として ITC 報告書秘密保持版の該当部分をパネルに提出することを拒絶し、それが主な理由の一つとなって、それぞれの論点で SG 協定不整合を認定されている。

ITC 報告書秘密保持版の提出を拒絶した理由としては、パネル報告書上では、それぞれ商業秘密⁸、及び国内法上の開示禁止⁹であるとしか述べられていない。従って、その詳細な拒絶理由は不明である。パネル報告書附属文書 A-2 において商業秘密情報（以下「BCI」という。）処理に関する追加的な手続が本件のために定められている。当該追加手続によると、BCI にアクセスできるのは、①パネリスト及び関係職員、②当事国又は第三国参加国の職員及びアドバイザー（ただし、外部のアドバイザーが対象製品の生産者、輸出者等の役員・従業員である場合はアクセス不可）に限定されている。米国として、当事国及び第三国参加国（中国等も含まれる）の職員やアドバイザーへの秘密保持版の開示は許容できないと判断した可能性も考えられるが、不明である。米国が、本件において特に秘密を保護すべき事情があったのか、又は一般論として WTO 紛争解決手続上の BCI 処理が不十分であるとするに至ったのかという点も不明である。また、報告書秘密保持版をパネルに提出しても上記①及び②の論点について協定不整合の主張を退けられないという判断があ

⁸ 脚注 164

⁹ 脚注 241

った可能性もあるが、この点も不明である。

韓国は、同附属文書 B-1、III において、当該追加手続が定められたにもかかわらず米国が提出を拒絶したので、不当な手続非協力として、米国に対する不利益な推定を適用すべきと主張した。本パネル報告は、不利益な推定という理論は採用せず、提訴国である韓国が協定非整合を一応立証した(*prima facie*)ところ、米国は証拠不提出により反証しなかったというより無難な構成を採用している。

いずれにしても、米国が今後の紛争解決手続においても、各種報告書の秘密保持版の提出を拒絶し続けるのか留意する必要があると考えられる。

2. SG 措置の程度の決定における AD 措置及び CVD 措置の効果の考慮の要否

本件では、前述のとおり、既存の AD 措置及び CVD 措置の効果は既に輸入量の減少や損害指標の緩和等として調査段階で反映済であるので、それにもかかわらず発見された重大な損害に対する SG 措置の程度を決める段階で再度考慮することは不要である旨判断している(上記 6-2)。

この点、上記 1 所定の「義務の効果として」の要件との関係もパネル報告は触れていないが問題となる。AD 措置及び CVD 措置によって調査対象産品に適用される関税率は、WTO に基づく譲許表所定の関税率よりも大幅に高くなるケースが多いと思われる。そうすると、「義務の効果として」と評価できるためには、AD 措置等により高くなった関税率に基づいて認定する必要がある、AD 措置等が存在しない場合と比較して相対的に認定しづらくなるのではないかと考えられる。本件ではそもそも米国は WTO 協定上の関税譲許表にすら言及せずに GATT XIX 条 1(a) 及び S G 協定第 3.1 条への不整合を認定されているのでこの論点の前提にすら達していないが、今後の実務について留意する必要があると思われる。

以上